

新型コロナウイルス感染症に対する主な商品の取扱いについて

新型コロナウイルスに関する主な商品の補償の取扱いについて以下のとおりご案内します。

なお、感染症法（注）における「感染症」は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症に分類されています。新型コロナウイルスによる感染症は政府閣議決定により2020年1月28日に2020年2月1日を施行日として感染症法（注）の「指定感染症」に指定されました。

（注）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）をいいます。

1. 保険金のお支払い対象となる主な商品

（1）個人向け商品

① 疾病を補償する保険

商品	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
団体総合生活補償保険	疾病補償特約等の疾病を補償する特約	新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、保険金のお支払い対象となります。
学生・こども総合保険		
所得補償保険	普通保険約款	新型コロナウイルス感染症により就業不能（就業障害）となった場合に、保険金のお支払い対象となります。
団体長期障害所得補償保険（GLTD）	普通保険約款	
団体総合生活補償保険	所得補償特約	

② 海外旅行保険・eとらべる海外旅行保険（2020年3月23日対象商品の明確化により表を差替）

商品	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
海外旅行保険 eとらべる海外旅行保険	疾病死亡保険金支払特約	旅行期間中に病気により死亡した場合、または、旅行期間中に発病した病気または旅行期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が旅行期間中に発生したものに限り）により、旅行期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合に、保険金のお支払い対象となります。
	治療・救援費用補償特約	旅行期間中に発病した病気または旅行期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が旅行期間中に発生したものに限り）のため、旅行期間終了後72時間以内に治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。
海外旅行保険	疾病治療費用補償特約	以下に該当し、旅行を中止された場合に保険金のお支払い対象となります。 ア. 渡航先（訪れるまたは経由する予定のものを含みます。）に対する日本国政府、在外公館による退避勧告（外務省海外危険情報の「レベル4」）または渡航中止勧告（外務省海外危険情報の「レベル3」）が発出された場合（注） イ. 記名被保険者等に対して、官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離（以下、出入国規制等といえます）が発出された場合
	旅行変更費用補償特約	

（注）外務省の海外安全ホームページをご参照ください。（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）

※海外旅行保険にセット可能な救援者費用等補償特約、事業主費用補償特約、緊急一時帰国費用補償特約、本人死亡帰国補償特約についても、疾病等所定の条件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。

(2) 企業向け商品

①従業員の労災を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
タフビズ業務災害補償保険	労災認定身体障害追加補償特約	労災認定された場合、新型コロナウイルス感染症は保険金のお支払い対象となります。
労働災害総合保険	普通保険約款	

②休業損失を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
生産物賠償責任保険 旅館賠償責任保険 店舗賠償責任保険	食中毒・特定感染症利益補償特約	新型コロナウイルス感染症は、指定感染症に該当するため、保険金のお支払い対象となります。

2. 保険金のお支払い対象とならない主な商品

(1) 個人向け商品（傷害を補償する保険）

タフ・ケガの保険やケガの保険S、団体総合生活補償保険（傷害を補償する特約）、国内旅行傷害保険について、新型コロナウイルス感染症は傷害に該当しないため、保険金のお支払い対象外となります。

また、団体総合生活補償保険等にセット可能な特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約や特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約をセットした場合であっても、新型コロナウイルス感染症は、一類感染症から三類感染症に該当しないため保険金のお支払い対象外となります。

(2) 企業向け商品

①休業損失を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
タフビズ事業活動総合保険	普通保険約款・休業損害補償条項	各商品の約款において、保険金のお支払い対象となる感染症（以下の18種類）を定めています。新型コロナウイルス感染症は、これらに含まれないため、保険金のお支払い対象外となります。 <保険金のお支払い対象となる感染症> ①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫中東呼吸器症候群(MERS) ⑬鳥インフルエンザ(新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限ります) ⑭コレラ ⑮細菌性赤痢 ⑯腸管出血性大腸菌感染症 ⑰腸チフス ⑱パラチフス
企業財産包括保険	・食中毒・特定感染症利益補償特約(利益保険金用) ・休業損害補償特約	
企業費用・利益総合保険	食中毒・特定感染症利益補償特約	
事業財産総合保険	休業損失限定危険補償特約	
フランチャイズ・チェーン総合保険	普通保険約款・休業損失補償条項	
タフビズ賠償総合保険	食中毒・特定感染症利益補償特約	

②イベントの中止によって生じた損害を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
興行中止保険	興行中止保険特約	新型コロナウイルス感染症は、約款の保険金を支払わない場合に規定する指定感染症に該当するため、補償対象外となります。

③その他の費用損害を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
介護保険・社会福祉事業者総合保険	感染症見舞金補償費用補償特約	新型コロナウイルス感染症は、約款の保険金を支払う場合に規定する感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症および別表記載の感染症に該当しないため補償対象外となります。
	緊急費用補償特約	新型コロナウイルス感染症は、約款の保険金を支払う場合に規定する感染症法における一類感染症、二類感染症、三類感染症に該当しないため補償対象外となります。